

平成26年5月28日参議院文教科学委員会質疑

**○松沢成文君** みんなの党の松沢成文でございます。

大分審議時間も長くなってきておりますので、大臣、副大臣、政府委員の皆さんもお疲れだと思います。もう私の質問には、スタッフの用意した答弁書を下向いて読まずに、もう自由に大臣の思いのたけを開陳していただければな、有り難いなというふうに思っております。

さて、まず、この質問はもう大臣も衆議院から合わせると十回、二十回聞かれていると思いますが、今回の地方教育行政法改正案の主眼は、長年続いてきた日本の地方における教育委員会制度、これに問題があるから、これを改めていこうと、改革していこうということが目的ですよ。

問題があるから改革をする、これ当たり前の話なんですけど、それでは大臣、今の教育委員会制度のどこが問題なんだと。ちょっと砕けて言うと、ここが駄目なんだと、ここも駄目なんだと、だから変えなきゃ日本の教育は再生しないんだと。その問題なところ、駄目なところ、どこにあるのか、具体的に大臣の言葉でお聞きできればと思います。

**○国務大臣（下村博文君）** 今まで御指摘のようにもう十回ぐらい答弁しているかもしれませんが、そのたびに違うと国会で問題になりますので、やはり答弁は統一した答弁をせざるを得ないというのがやっぱりルールであるのではないかと思います。

現行の教育委員会制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者か分かりにくい、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域の民意が十分に反映されていない。また、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにすることが必要である、そういう課題があるというふうに考えております。

このため、改正案におきまして、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ教育行政における責任体制の明確化を図る、迅速な危機管理体制の構築、さらに地域の民意を代表する首長との連携の強化を図り、そしていじめによる自殺事案等の問題に対して国が最終的な教育行政の責任を果たせるようにすることなどによりまして、教育委員会制度の抜本的な改革を行おうとするものでございます。

**○松沢成文君** 模範的な答弁、ありがとうございました。

大臣の答弁の最後にもいじめ自殺事案の反省からというふうな言葉がありましたけれども、この教育委員会改革の議論がぐっと高まってきたのは、あの大津のいじめ自殺事件での教育委員会の対応ぶりが余

りにもひどかったというところが大きな原因なんじゃないかと思えます。情報を隠して隠蔽するとか、あるいは教育長さんが逃げの記者会見ばかりやるとか、その責任者である教育委員長が全然出てこないとか、随分バッシングに遭いました。

この大津の事件だけが何か取り上げられて、それが象徴になって、何か日本中の教育委員会はみんな駄目なんじゃないかというふうに議論が行っちゃって、私は、一生懸命やっていい改革をしている教育委員会も少なからずあると思うんですが、何かちょっと大津の事件が余りにも象徴的だったので、教育委員会バッシング論が起きてきたようにも思うんです。

そこで、ちょっと政府委員の方に伺いたいんですが、大津いじめ事件以外に、教育委員会、こんな駄目なこと、ほかにもここでもあった、そこでもあった、具体的な事例を是非とも出してください、ほかの事例を。

**○政府参考人（前川喜平君）** 必ずしも今回の改革の直接の契機となったものではございませんけれども、大津市におけるいじめ自殺事件以外で教育委員会の対応に問題があったとされた事例といたしましては、一つには、大分県教育委員会における平成二十年度の教員採用において不正行為があったというものがございます。教育委員会の事務局職員や校長等が贈収賄で逮捕、起訴された事案でございます。

もう一つ挙げますと、大阪市教育委員会におきまして平成二十四年に発生した市立桜宮高校の男子生徒の自殺、体罰に起因するものでございましたが、これに関しまして、自殺発生前に同教育委員会に体罰の情報が寄せられていたにもかかわらず適切に事実確認ができなかったという事案でございます。

このようなものがあると承知しております。

**○松沢成文君** 確かに、この大分の事案も大阪市の事案も、私も今御指摘いただいたら覚えております。新聞でそういう記事が躍ったなどというのは覚えております。ですから、ほかにも教育委員会制度の中で不祥事とか、あるいは全く地域住民の期待に答えられていないという事案が幾つもあるんだろうと思います。

じゃ、一方で、現行教育委員会制度の下でも、もう教育委員会と学校と地域がそれぞれ連携して頑張っってすばらしい教育の成果を上げている、あるいは教育改革を進めている、こういう事例も私は全国にかなりあると思うんですが、まあ全部言えないかもしれませんが、もう三つでも四つでもいいので、もしこういう自治体でこんな成果があつ

たというのを把握していたら是非とも御開陳いただければと思います。

**○政府参考人（前川喜平君）** 先ほどの御質疑の中でも福岡県の春日市の例がございましたけれども、今ここで一つ例を挙げるとすれば、京都市教育委員会ではないかというふうに考えております。

京都市教育委員会におきましては、教員公募制等の人事における校長裁量の拡大、また学校運営予算に係る権限の学校長への大幅な委譲、さらに教育行政の専門性を有する行政職員の育成、ボランティア団体として学校を支援する京都方式の学校運営協議会の推進と、このような取組が行われておりまして、中央教育審議会でも紹介されたところでございます。

こうした教育委員会の取組は重要であると考えておりまして、引き続きこういった事例を参考にしつつ、教育委員会が活性化するよう指導してまいりたいと考えております。

**○松沢成文君** 現行の教育委員会制度の下でも、様々な不祥事あるいはうまくいかなかった事例も幾つもあるし、逆に、同じく現行の教育委員会制度の下でも、地域、教育委員会、学校、連携して頑張ってきたり、かなりの成果を上げているものもありますよね。

今、京都と、先ほどは質疑の中で福岡県春日町、これ、よく雑誌や様々な記事にもなっていて非常に有名なケースですが、あと秋田県なんか、いつも学力テストが全国一とか言われていますけれども、これ、全国学力テストに先んじて全県の学力テストをやってスタートをさせたり、あるいは県の独自予算で少人数学級をどんどん進めたり、さらには教育の専門監というのを置いて教員の指導に当たらせたり、そして移動教育委員会というんですか、学校現場やいろんなところに教育委員会が出て行って、その地域の皆さん、学校の皆さんともう膝詰めで様々な意見交換をしていく、こういう風通しのいい運営をして秋田県は今教育県として非常に有名ですよ。

実は、私は自分の自慢するの好きじゃないんですけども、神奈川県で私が知事やっていたときも色々工夫しました。例えば、今回の法案で総合教育会議という首長と教育長、教育委員会がもう連携して色々議論をしながら教育の方針決めていこうよと。

実は、ほかの県でもあるようですが、私も年に二回か三回は教育委員の皆さんとの懇談会をやっていました。一つは、教育ビジョンとか教育の大きな方針を決めるときは一緒に議論して決めましょう、それから、教育の予算を立てる前に、県側では学校の予算、耐震構造とかいろいろありますよね、こういうふうに考えているけれど、教育委員

会としてはどうなのか、こういう情報交換もしていました。

それと、私も選挙のときはかなりマニフェストで教育問題を公約にしていたので、それは、やっってもらったとしたら教育委員の皆さんに御理解いただいて、教育委員会から学校の現場に伝えていただいてコンセンサスつukらない限りできませんので、丁寧に説明して教育委員の皆さんに理解をいただいて、よしやろうということになったと。

ここでも取り上げさせていただきましたけれども、高校日本史の必修化なんかもかなりの議論をしましたし、これは教育委員会に説明に行くだけじゃなくて、例えば県立高校の校長会にも私自身も説明に行きましていろいろ意見をいただきましたし、教員の組合あるいは父母の団体とも全て歴史教育の重要さを訴えて、相当な反発もありましたけれども、それは教育長とか教育委員と一緒に伺って議論をしたと。それでコンセンサスをつukって行って政策を進めたということもやりました。

それから、ウイークリー知事現場訪問とって、毎月どこかの学校に知事が訪問をして、そこで授業を視察したり、あるいは教職員や生徒と様々な情報交換したりやっていたんですが、これも、知事だけが行くんじゃなくて教育委員の皆さんをお誘いして、まあ時間合う合わないありますから、来れるとき来れないときありましたが、例えば私と教育長と一緒に小学校の視察に行く、あるいは私と教育委員長と一緒に県立高校の部活の視察に行くとか、こういうのもかなり密にやっていました。

ですから、私自身も知事をやっていて、今の教育委員会制度が制度としてここまでひどいという印象は余りなかったんです。なかったんです。これはやり方で幾らでもできるなど、逆に関係を密にして、相互理解の下に政策を一緒に進めていくということとはできるんじゃないかなというふうに現場にいて考えていたんですね。

そこで、ちょっと話を変えますけれども、これは本会議でも文科大臣にお聞きしたので、またちょっと同じ答弁になっちゃうかもしれませんが、私は、教育委員会改革の非常にダイレクトな方向性として、教育委員会制度を廃止して、住民から選ばれている首長の下に教育の執行権限を集中させて、首長とその下にいる教育長でいいですけども、ここが教育を執行していくと。それに対するチェック機能として、例えば議会あるいは議会から選ばれた教育監査委員会のようなところがきちっとチェックをしていくという、この仕組みだと今の教育委員会制度とはかなり教育現場はドラスチックに変わるんじゃないかなと。

実は、衆法で、これは民主党と維新の会の共同提案でしたけれども、教育委員会主導型から首長主導型に大胆に変えようという案が出てきたんですよね。それで、私の認識しているところでは、自民党の最初のときの議論もこういう案をかなり検討していた。それから、大臣が中教審に諮問をして中教審から返ってきた答申も、A案はこの方向だったんですね。でも、これだけじゃいけないということでB案もくっついてきたわけですよ。

私が拝察するに、大臣は恐らくこの首長主導型のドラスチックな改革案もかなり頭の中にあっただのではないかと思うんです。ですから、この案に反対じゃないと思うんですが、今回衆法では、当然、大臣ですから政府案の支持を訴えたわけですから。

この衆法の首長主導型の案、教育委員会を廃止する案ですね、この案について大臣はどのようにお考えなのか。逆に、どこがおかしいからこの案はやっぱり好ましくないということになったのか、詳しくお聞かせいただきたいなと思っております。

○国務大臣（下村博文君） おっしゃるとおり、現行法においても、松沢委員が神奈川県知事的时候いろんな教育改革をされたということは承知をしておりますし、また、例えば日本史の必修等も、それを受けて私の方も是非今後中教審に諮問をしていきたいというふうに思っておりますし、参考になる事例はたくさんありますし、現行法でもやろうと思ったらやれる部分は結構あると思いますし、事実、教育委員会においても六割方はうまくいっているところもあるのではないかと思います。

一方で、先ほど指摘を申し上げたようなやっぱり問題点があるということと、それから、うまくいっていても、教育委員会そのものが現状維持、調整型の発想の教育長あるいは教育委員会が多いものから、時代の変化に対して、そこに優れた首長が出てきて、その首長が今おっしゃったようなアジェンダ、みんなの党的に言えば、政権公約、自民党でいえば、それぞれ掲げて、そして教育委員会の方々と相談して、同意が得られればそれを進めるということの中で、自治体においていろんな教育改革にチャレンジしているところもあるというふうに思いますし、やはり人の部分もあるというふうに思います。

ですから、優れた、特に教育に関心を持った首長が選ばれることによって、どんな制度下であっても相当な改革が進むし、結果的にそれが地域や何よりも子供たちにとってプラスの成果、効果が上がるような教育が実現できる可能性というのは十分あるわけですから、そのた

めに今まで以上に首長が権限、責任を持つということを位置付けるということは重要なことだというふうに思います。

ただ、そのときに、同時にいつも議論されていたことは、政治的、教育における、中立性、継続性、安定性をどう担保するのかと。つまり、優れた首長の下だったらそれは結果が良ければ誰も反対することではないけれども、しかし、その選挙公約でも別に教育だけで選ぶわけではありませんから、実際にそれに反するような、つまり教育における政治的な中立性とか安定性、継続性に反するような首長が出たときにそれをストップできないのではないかということから、やはり教育においてはそれをどう担保するかということが必要なんだということの中で、教育委員会はやっぱり存続させる必要があると。

教育委員会を執行機関として残しながら、しかしその首長と教育委員会との連携という意味では、今までなかった、実際に神奈川県ではされていたようではありますが、しかしそれが法律上実体を持った総合教育会議という法律の中における制度として設けて、首長によってやるやらないではなく、どこにおいても総合教育会議を設けることによって、首長の主宰の下で教育委員会と一緒に教育大綱を作ったり、あるいは緊急対応について対処できるというようなことをしながら、タイムリーな教育改革ができるような、そういう仕組みを制度設計上していこうということでありまして、教育委員会を残す理由というのは、やはり教育における政治的な中立性、安定性、継続性を担保させようと、そういう趣旨の中で、結果的にバランスの取れた政府・与党案として国会に提出できたのではないかというふうに考えております。

**○松沢成文君** それはそれで非常に説得力があるんですね。

ただ、要は私は、今の教育委員会の問題点を、制度が悪いからこういう不祥事も起きてくるんだという部分もあると思います、これは否定しません。ただ、それだけじゃないですね。やっぱり運用が大事なんですね。運用で頑張って、いい成果を上げているところもあるわけですよ。ですから、制度改革と同時に、運用、とにかく積極的にその制度を運用していい成果を上げる。まあそれを運用するのは人ですよ。ここにやっぱりやる気を起こさせないと、幾ら制度をつくっても、これやっぱり機能しないんですよ。

いろんな例があると思うんですが、例えば選挙制度を考えても、一つの制度で全ての成果を上げられるという制度はないと思うんです。例えば、小選挙区制度を取れば、民意の集約には優れているけれども、死に票が多くて民意の反映という意味ではこれは駄目なんだと。逆に、

比例代表制度を取れば、民意の反映はこれもうちやんとできますよね、国民の民意の反映が。しかし、小党を乱立してリーダーシップがなかなか取れないじゃないかと。だから、国の方では小選挙区比例代表並立制というような、両方併せちゃったわけですけどけれどもね。これは国の選挙制度だから、これは国で一本化しなきゃいけません。

ただ、事は地方教育行政という地方の自治事務なんですね。ですから、制度を一つにしてこれで全てうまくいくというんじゃないで、やはり幾つかの制度があって、その中で、運用する人たちが、我が町にはこのやり方が合っていると、あるいは、我が町はこういうことで不祥事も多かったんで、思い切ってこちらの制度に変えてみよう。こうやって、運用する人たちが自分たちの自治権、選択権があって、自分たちで制度を決められたときに初めて制度と運用がいい歯車が回るんですよ。

私はそう思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

**○国務大臣（下村博文君）** まず、制度によってパーフェクトに全て解決する、この制度だったら全て問題ないというのは、どんな分野においてもそれはやっぱりあり得ないと思うんですね。その制度におけるやっぱりプラス点もあればマイナス点もあるわけでありまして、相対的によりいい制度改革を常に目指すと。しかし、それで完全に解決できるものができるわけではないということでありまして、制度だけでなく御指摘のようにやっぱり人の問題で、逆に、どんな制度であっても、人、リーダー、首長あるいは教育長によって相当改善ができる部分があるというふうに思います。

ただ、みんなの党の提案は、教育委員会を設置するかしないかはそれぞれの自治体によって判断すればいいじゃないかと、その今の御指摘であります。それはやっぱり相当リスクがある話でありまして、つまり誰が首長かによって相当結果が違ってくる部分について、その場合に誰が責任取るのかというとき、それはその自治体が責任取ればいいじゃないかということで本当に済ませられるのかどうかということが教育については言えるわけがあります。

国の立場としては、やはり先ほど申し上げたような教育における政治的な中立性とか安定性、継続性だけでなく、例えば義務教育においてはこれは国が責任を負っているわけでありまして、そのために義務教育国庫負担とか、あるいは学習指導要領とか、国としての一つの基準というのがあるわけでありましてけれども、それを自治体が判断したからあとは自治体任せでいいということにはならないという部分があ

るわけでありまして、制度の上ののっとしてそれなりの更に創意工夫というのは、いろんな工夫があるかと思いますが、やっぱり最低限度としての、この程度のことはやっぱり平準的に守らなきゃいけないという部分の中では、これは、教育委員会制度というのはその根本の部分だというふうに考えておりますので、自治体によって設置するしないを判断をさせるというようなことについて、国がそのような無責任なことをすべきではないというふうに考えているところであります。

○松沢成文君 まず、地方教育行政の当事者というのは地方住民であり、あるいは地方の首長であり、議会であり、教育委員会ですよね、当事者は。我々、国の立場で国全体を考えて、こういう仕組みが望ましいんじゃないかということの大いに議論をするのは全く反対じゃありませんが、当事者は地方ですよね。

地方団体が、やっぱり自分たちで選ばせてほしいと、教育委員会制度もいいところ、悪いところあると、でも教育委員会を置かないで首長の下でダイナミックに教育改革を進めたい、こういうふうに言っている自治体もあって、それで当事者である地方自治体は、もうこれ六団体全てですよ。要するに、教育委員会の設置規制を外して、それで、教育委員会を置いてやっていくか、あるいは教育委員会を置かずに首長中心でやっていくかは、自分たちで選ばせてくれ。でも、自分たちで選んだ以上、責任は自分たちが負うんですよね。もしそれで教育が間違った場合には、そこでまた議論して、修正して、新しい方向を探すのも当事者である地方なんですよね。でも、それをしっかり国が、分かった、やってみろと言わない限り、地方分権というのは永遠に進みませんよ。私はそう思うんですね。

それから、地方自治体は多種多様であるということなんです。もう人口千人、二千人の小さな町、これ人口少ないだけじゃなくて、残念ながら人材も、人口少ないだけになかなかいませんよ。じゃ、首長は選ばれますけれども、そこに教育長にふさわしい人がいるか。あるいは、教育委員だって大体充て職になっちゃうんですね、いないから。先生のOBとか、こうなっちゃうんです、町の役職のこの方とかね。先ほどの議論のように事務局も小さいわけです。ところが、人口九百万とか一千三百万人いる東京や神奈川のようなところだったら、もう幾らでも専門職持った、あるいは教育に明るいそういう方がいて、教育委員にもなってくれるだろうし、教育長だってこれはもう引く手あまただと思えますよ。誰にしていいか迷うぐらいに人材は豊富であります。これだけ規模の違う自治体を一つの制度で、これで地方教育や



れというのは、私は不可能だと思っているんです。

だから、私が提案しているのは、何も地方に自由にやらせろと、したらこれ混乱も起きますよ。だから、私はせっかく、いい制度が三つ考えられたんです。今までの教育委員会制度でうまくやってきた、この継続でいきたいと考える自治体はそれを選べばいいし、あるいは抜本的に今の教育を変えたいと、我が町の教育は機能していない、首長を中心とした、首長主導型でやる、その決断を議論させて自治体で決めさせればいいですよ。それで、いや、両方にいい面悪い面があると。両方のいい面を組み合わせたのがある意味では今の政府案でね。我が町はこれでいきたいといういろんな考えがあると思うんですね。

私は、地方がそれを望んでいる、地方分権は時代の大きな要請、ある意味でこれは規制改革でもあるんですよ。全部国が上から規制、一つの制度を押し付けるわけですから。当事者である地方は、この決まった制度でやりなさいとって、当事者なのにその制度をつくるときにほとんど自分たちの考えは取り入れてもらえない。私は、今の日本の政治の柔軟性がないのはここにあると思っています、私としては、是非ともこの地方の声を大切に、逆に言えば、地方が自分たちで議論して、自分たちで判断して、自分たちで運営する、そしてその結果も自分たちで負う、これを地方にやらせることが、日本において民主主義や地方自治の発展につながると思っています。

そういう意味で、この地方の教育制度の改革について、是非とも地方に、地方の特色に合った、自分たちの自治体にこれならいけるぞという制度を選択させてあげる、これがないと、私はまた一律の紋切り型で、それに合わないところの失敗も出てくるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 今の松沢委員の話だけ聞いていけば、みんなそうかなというふうに思われると思うんですが、ポイントは、その中で、教育委員会の設置をするかしないかを自治体が判断するということをおっしゃっていないから、だから教育委員会がより自由性、自主性を持たせるという、一般論で言えばそのとおりだと思うんですね。

それは、そもそも教育は地方自治業務ということで、地方分権一括法の中でそのように地方自治体が主体となってやるということになっているわけでありますから、相当現段階においてやろうと思ったら実際はやれるわけで、本当に画一、均一で、しゃくし定規で、何が何でも何か同じことしかできないかという、先ほどの事例のように現行

法であっても相当いろんな創意工夫をしている自治体もあるわけですね。

国はさらに、よりその権限の責任の明確化等によって、さらに首長、それから教育長、それから教育委員会、その辺の権限の明確、責任体制が明らかにすることによって、地方におけるメリ張りの付いた教育行政あるいは教育改革が現行よりも更にしやすい。それから、何か起きたとき、いじめ問題等ですね、的確に対応するための制度改正を今国会でお願いしているわけでありますから、現状よりも、今回の法律改正案が通れば、より地方にとって住民から見て責任体制が明確化、そしてなおかつタイムリーな住民の意向が反映できるような教育行政あるいは教育改革が望まれるというふうに思います。

その中で、何をもちって地方の自由というのか、地方の自主性ということの中で、教育委員会を設置するかしないかを地方自治体が判断することが、それが地方の自主性を国が阻害しているということには私はならないのではないかと。やっぱり、最低限度の担保ということは法治国家の中で必要な中で、本当に地方自治体が、もちろん地方分権でもっと地方に権限を教育においても移譲させろという声があることは事実ですし、またそういう方向に向かっていることも事実ですけれども、教育委員会を設置するかしないかはそれぞれの自治体の判断かというのがそんなに地方自治体の大きな声になっているかということについては、これはそんなふうには承知しておりません。

**○松沢成文君** それぞれの地方六団体もいろんな意見があるんです、これ。逆に首長型でいってほしいと、これこそが改革だというところもあるし、逆にこれまで教育委員会制度をやってきたし、これが慣れているからいいやというのもあるし。地方団体もこういう意見が二つあって、まとまらないから選択制にしてくれれば両方満足だというちょっと打算的な部分があるのかもしれない。そういう部分もあるのかもしれない。ただ、行政委員会が地方自治法で幾つも定められていますよね、公安委員会だとか何とか。じゃ、教育というのでも地方において行政委員会方式じゃなきゃ本当にできないのか。

これ、よく言われる例ですけど、国は中央教育委員会というのはいいですよね。国はあくまでも文科省があって、そのトップは国会議員である下村大臣です。政治家ですよ。それで、中央教育審議会というのはいくまでも諮問を受けて答申を出すという審議会ですよ。審議会ですよ。国の方は教育委員会制度がなくて、じゃ、教育の政治的な中立がそれだから保たれてないと見ることもできちゃうわけですよ。

例えば、高校の授業料無償化も、僕はどちらがいいと言っているんじゃないで、民主党政権のときは導入したわけです。で、政権交代して今度自民政権になったら、所得制限が付いたりしてかなり変えられて、現場は混乱したのは事実ですよ。ですから、こういうことも国でもあるわけですよ。

私は、そういうトラブルも含めて、地域の当事者たちが、自分たちで制度も考え、もしその制度に失敗があったら自分たちでそれをつくり直すことまでしっかりとやらせる権限を与えないと、それによって責任も伴ってきて、私は本物の地方自治というのはそういうことからスタートするというふうに思っているんですよ。

だから、国の制度では教育委員会制度はないのに、なぜ地方だけは絶対なきゃいけないのか、その辺りは大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） まず、教育行政における国と地方の役割は、これは明確な違いがあるというふうに思います。国は、先ほど藤巻委員の質問に対して前川局長が答弁したことでもありますが、国は学校教育法等の制度の枠組み、それから学習指導要領といった全国的な基準を定める、あるいは教員給与等の財政負担を行うことを役割としているわけでありますが、学校の設置管理者として児童生徒に直接教育を実施したり、教職員人事を行うといった立場、それは国は持っていないわけでありまして。このため、教育委員会を設けず、文部科学大臣が教育行政を行っております。

国と地方の統治機構の違いという面からすれば、国が議院内閣制を取っているのとは異なり、地方は二元代表制を取っている。つまり、首長というのはある意味では大統領的な権限を持っている、これは住民による直接選挙によって選出されていて、議会との関係では極めて強力な権限を持っているわけでありまして。このため、教育委員会制度を含む各種委員会制度が設けられているということでもあるわけでございます。

この教育委員会制度というのは行政委員会の一つの形態でありますけれども、この行政委員会が設置されている理由というのは、個人の人権に直接的に関与するという事務の性質から政治的中立性の確保が要請されているもの、例えば国家公安委員会等がそうであります。また、所掌事務のうち準立法的又は準司法的権限を有するなど特に慎重、公正な事務処理を必要とされているもの、これが人事院とか公正取引委員会、こういう行政分野については、これは国においてもそういうふうにとっているわけでありまして。

地方においては、そういう直接的な児童生徒に対する教育とか人事とかということから、地方において、教育委員会というのは、つまり、中教審のような審議機関ではなく行政委員会として位置付けることによって、政治的、教育における、中立性、安定性、継続性をやはり担保しておく必要があると。

そういう国と地方における基本的な制度設計の違いによるものであって、単純に国がこうだから地方自治体も同じようにするというものの仕組みとは違う仕組みであるということについては理解されておられるわけですが、そういう観点から、今回も教育委員会制度改革について、首長と、それから、存続しながら、新教育長を位置付けることによる教育委員会の執行機関としての位置付けは存続をするということにしているわけでありませう。

**○委員長（丸山和也君）** あと十五秒です。

**○松沢成文君** はい。

大臣の説明は非常にうまいので、こちらも説得させられそうですけれども、私は、ちょっと今の日本の戦後教育含めて、やはり文部科学省を頂点に都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会、この、ある意味で、言葉は失礼ですが、大きな官僚機構の縦のつながりがやっぱり下からの発想の自由な教育というのを押さえ付けてきたという部分を非常に感じるんです。これは知事をやっても、もう何から何まで文科省から指令が来る、通達がある、それをしたがって市町村教委に都道府県教委から指令、通達を流していく、それで全国の統一的教育行政、言葉を換えて悪い言い方をすれば、上からの管理型の教育行政が続いてきた……

**○委員長（丸山和也君）** 松沢委員、質問時間が終了しています。

**○松沢成文君** はい。

コミュニティ・スクールの議論なんかもあるように、やっぱり下から、地域から、みんなで地域の教育を支えるんだという形の教育をつくるには、私は一度教育委員会というものの必置制はなくして、もう少し柔軟な教育の制度をつくれればと思って、これからまた追加、次回も質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。